

武蔵村山市公共下水道事業の経営戦略の策定について

(答 申)

令和6年1月18日

武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会

## 目 次

1	はじめに	1
2	下水道事業における経営の原則	2
3	武蔵村山市の現状	3
4	武蔵村山市の課題	4
5	財政健全化に向けて	4
6	下水道使用料の改定について	5
7	おわりに	6

## 1 はじめに

下水道は、汚水の収集及び処理、雨水の排除という機能を有し、生活環境の改善、公衆衛生の向上、浸水の防止及び公共用水域の水質保全のために欠くことのできない重要な都市基盤の一つである。

全国の多くの地方自治体で、下水道施設が大量に更新時期を迎えつつある一方で、人口減少や節水型生活様式の定着などに伴う収入減も見込まれるなど、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

令和2年4月1日に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用し、従来の官庁会計から地方公営企業会計に会計処理方法を変更した。

将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、公共性及び経済性を両立しつつ、中長期的な視点で収支の改善を通じた経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図ることが求められている。

武蔵村山市では、昭和49年度から下水道事業に着手して以来、平成12年度には下水道普及率がほぼ100%に達し、下水道管渠の延長は令和4年度末現在、約269キロメートルとなっている。

事業開始当初に整備した下水道管渠は、布設から48年以上経過しているものもあり、近い将来、おおむね50年という標準的耐用年数を迎えることとなり、今後は、老朽化に伴う管渠の更新事業、また、近年多発している局地的集中豪雨や大型台風による浸水被害を軽減させるための浸水対策事業等の投資が見込まれる。加えて、新青梅街道の拡幅に伴い、汚水管の移設工事、雨水管の整備事業等の投資が必要となる見込みである。

こうした中、令和5年8月3日に市長から「武蔵村山市公共下水道事業の経営戦略の策定について」の諮問を受け、以後5回にわたり武蔵村山市の下水道事業の現状や課題について委員相互に認識を深め、慎重に検討を重ね、一定の結論を得たので、ここに答申する。

## 2 下水道事業における経営の原則

武蔵村山市では、令和2年4月1日付で武蔵村山市特別会計条例を一部改正し、下水道事業会計を特別会計から除き、地方公営企業法第4条の規定により、武蔵村山市下水道事業の設置等に関する条例を同日付で施行し、下水道事業を地方公営企業として運営することとなった。

同法における経費負担の考え方は、同法第17条の2において、「地方公営企業に係る経費は、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費について一般会計等から負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。」とされており、適正な経費区分を前提とした独立採算の原則が定められている。

下水道事業の経費には、汚水に係る経費と雨水に係る経費があり、その経費負担の考え方は、令和5年度の地方公営企業の繰出金について（令和5年4月3日付地財公第28号総務副大臣通知）における一般会計からの繰出しについては、汚水は水質管理など特定の経費のみを認めているが、雨水はそのほとんどを認めていることから、下水道事業における汚水に係る経費（汚水処理費）は原則私費（下水道使用料）、雨水等に係る経費（雨水等処理費）は公費（一般会計）で負担するという原則とされているものである。

下水道事業の経費の主な財源となる下水道使用料については、下水道法（昭和33年法律第79号）第20条で、「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。」とされている。下水道は使用者が特定できる施設であることから、使用者はその受益の程度に応じて下水道使用料を負担することが、住民負担の公平性からも求められている。

地方公営企業においては、その経営を明らかにするため、すべての費用及び収益

を、その発生の事実に基いて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならないこととなっている。また、その財政状況を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基き、かつ、適当な区分、配列の基準及び一定の配列基準に従って、整理しなければならないこととなっている。

### 3 武蔵村山市の現状

下水道事業の経費の主な財源である下水道使用料の収入は、これまで、おおむね10億円前後を維持していたが、令和2年度以降、10億円を下回る傾向にある。

年間有収水量は、令和3年度までは800万立法メートルを超えていたが、令和4年度の年間有収水量は、約795万立方メートルであり、今後においても減少傾向であることが想定できる。

武蔵村山市の下水道使用料の料金体系は、使用水量が多くなるほど単位当たりの下水道使用料単価が高くなる累進的な体系である。一般家庭の使用料体系は近隣自治体と比較し若干高い傾向にあるため、使用料収入全体として安定的に確保できている。

経常収支比率（料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標）は100%を超えており、単年度の収支が黒字である。

また、汚水処理経費回収率（汚水処理に要した経費のうち、下水道使用料により回収した経費の率を示す指標）を見ると、100%を超えており、下水道使用料のみで汚水処理費を賄えている状況といえる。

地方債残高は平成5年度末の約122億円をピークに令和4年度末は、約11億円となっており、年々減少傾向にある。

さらに、昭和54年度からは下水道事業建設基金への積立てを開始しており、収

入から支出を差し引いても十分な余剰分があり、令和4年度末で約12億7689万円となっている。

以上のことから、武蔵村山市の下水道事業は良好な経営状況であるといえる。

#### 4 武蔵村山市の課題

冒頭で述べているが、武蔵村山市では、昭和49年度から下水道事業に着手して以来、布設から48年以上経過した下水道管渠があり、近い将来、おおむね50年という標準的耐用年数を迎える。今後は、平成30年度に策定したストックマネジメント計画に基づく老朽化した管渠の更新に係る投資や、令和4年度に策定した雨水管理総合計画（案）に基づく雨水管の整備に係る投資、また、東京都が進めている新青梅街道拡幅事業に合わせて、汚水管の移設、雨水管の整備に係る投資など、市民が快適に暮らすことができる生活環境を整えるための投資を行う必要がある。

一方、収入面でみると、市内の管渠整備は完了し、水洗化率が、おおむね100%に達している現状では、今後、全国的な人口減少傾向の影響を受け、下水道使用料が減少していく見込みとなる。

また、下水道事業に関わる職員数が平成24年度の10人から令和4年度には7人に減少している。今後、改築事業の増加や新青梅街道拡幅に係る整備事業量の増加により、適正な職員数の確保が課題である。

#### 5 財政健全化に向けて

下水道事業が、将来にわたり安定的に事業を継続するためには、長期的な経営計画を踏まえた健全な財政経営をすることが求められる。

経営に不可欠な施設の整備に関する投資において、その耐用年数や将来のサービス需要の変化等も踏まえた主に維持更新の見通しを試算した投資計画に投資以外の経費を含めた支出金額に対し、当該費用を賄うに足りる財源の見通しを立てる財

源試算の結果としての収入金額が、これから15年間、均衡することについての検証を行った。

企業債残高の実績推移では、管渠の新規整備量が減少してきていることから毎年度減少しているが、長期的な将来予測においては、管渠の更新等の投資により増加していくものと推計される。

現時点では、企業債の貸出利率も、低水準であることから、現状では資金調達に係る経費を低く抑えられているが、利率の上昇局面でその負担が大きくなっていく際には、建設基金、利益剰余金などの活用を図ることを想定し、場合によっては下水道使用料の改定を含めた対応をするなど柔軟な対応が必要である。

また、雨水に係る経費の増加による一般会計からの繰出金の増加が予測されるため、一般会計の所管する部署との調整も十分に行う必要がある。

下水道事業が、持続可能で、一般会計からの基準外の繰入金に依存せず、健全な経営を行うためには、今まで以上に経営の効率化と経費削減を行いながら、「市民の視点」にたった投資計画と建設基金、企業債、損益勘定留保資金、利益剰余金等を適切に組み合わせ、最適な財源構成を常に目指し、財政マネジメントの向上に努めなければならない。

## 6 下水道使用料の改定について

本委員会の結論は、これまで述べてきた状況から次のとおりとする。武蔵村山市の下水道事業における財務状況は、下水道事業建設基金等の企業内に留保する資金についても、順調に確保し、不測の事態にも対応できる状況にある。

したがって、下水道使用料の改定は、市民生活に直接影響するものでもあり、現時点における投資・財政状況を見ると、直ちに下水道使用料単価を改定する状況ではないと考え、下水道使用料は据え置くことが望ましいと判断する。

## 7 おわりに

本委員会の結論として、下水道使用料は「据え置き」としたが、先に述べたとおり、下水道事業を取り巻く経営環境の変化に適切に対応するために、経営課題を先送りして、負の遺産を後の世代に引き継ぐことがないように、計画を検証し、実績との乖離が著しい場合や経営環境の大きな変化があった場合にも計画を見直し、経営基盤の強化を図る必要がある。

また、下水道事業が、市民の理解を深めることができるよう、市民に現状を分かりやすく説明し、理解を求めるとともに、引き続き住民福祉の向上に努めていくべきである。そのため、今後も、3年程度を目安に、検証していく必要があるものと考えてるので、これを申し添える。